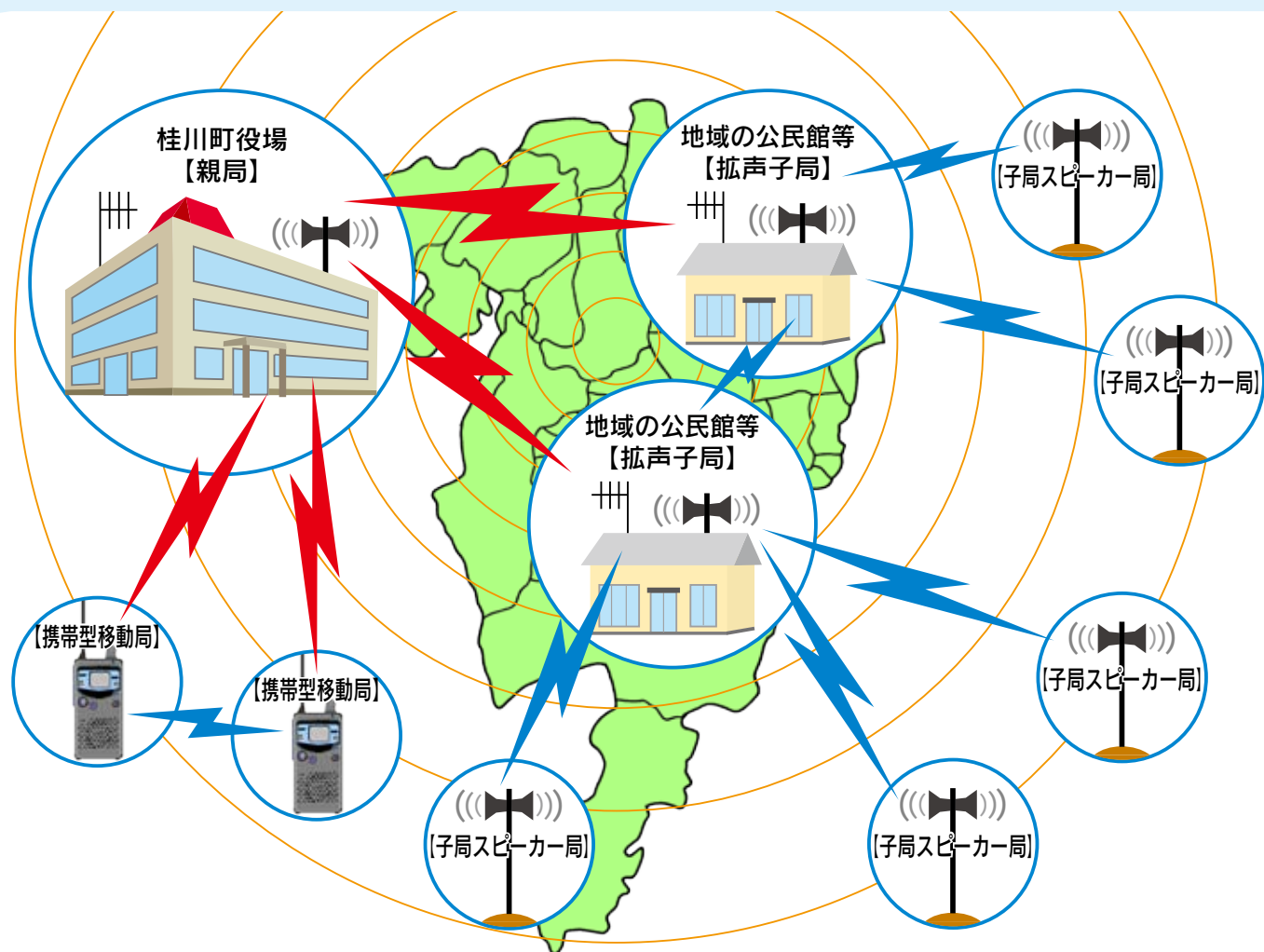




様々な放送が可能

役場からの放送

○役場から各地域の公民館等に設置する拡声子局に、一斉放送・グループ放送・個別放送ができます。

○役場から携帯型移動局に、一斉放送・グループ放送・個別放送ができます。

各地域の公民館等からの放送

○各地域の公民館等に設置する拡声子局の放送用アンプにより、当該子局のスピーカーから放送できます（自局放送）。

○各地域の公民館等に設置する拡声子局の放送用アンプにより、当該子局及び隣接する公民館等の子局（自主防災区等）のスピーカーから放送できます。

非常時の無線通信

○災害時に、通信手段として、相互に無線通信ができます。

平常時も放送します

防災無線は、災害時の防災情報だけではなく、平常時も必要な行政情報や各地域の行事等を放送します。

災害時の放送

○災害による避難勧告等

○町民の生命、財産又は生活に影響を及ぼすような緊急性があるとき

○防犯上必要があるとき

平常時の放送

○行政情報の周知

○各地域の公共的行事の周知

○防災訓練

○定時放送（定刻に音楽を流す）

○その他重要なお知らせなど

※町から避難勧告等がない場合でも、浸水が始まるなど身に危険が迫っているときは、自主避難を開始してください。

【問合せ先】 総務課 庶務係

☎65・1100